

目的: 町外在住(子世帯等)のUターン及び町内在住(子世帯等)の転出抑制を図り、子どもを安心して産み育て、安心して暮らせるために三世同居・近居による定住促進を進める。

住宅取得補助

補助率1/10(補助限度額100万円)

(住宅要件)

同居又は近居を目的に子又は同居・近居する親が河南町内で取得した住宅(新築又は売買で取得した住宅に限る)

リフォーム補助

補助率1/10(補助限度額50万円)

(住宅要件)

同居又は近居を目的に河南町内で所有する住宅のリフォーム(子又は同居する親が所有する住宅)

(補助対象者) 次の①又は②のいずれかに該当し、③④⑤⑥を満たすことが必要

- ① 子世帯が河南町外で居住し、中学生以下の子ども(出産予定を含む)と親等と同居・近居する世帯であること
(中学生以下の子どもがいない子世帯の場合、子世帯の夫婦共に40歳未満である場合を含む)。 ⇒Uターン居住
- ② 河南町に居住し、中学生以下の子ども(出産予定を含む)と親等と同居・近居しようとする世帯であること
(中学生以下の子どもがいない子世帯の場合、子世帯の夫婦共に40歳未満である場合を含む)。 ⇒定住促進居住
- ③ (必須)親等の世帯が3年以上河南町内に居住していること。
- ④ (必須)河南町内に居住する子世帯及び親等が、町税を滞納していないこと。
- ⑤ (必須)過去に三世世帯の構成員の全員が補助対象となった住宅について、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- ⑥ (必須)子世帯の全員が補助金の交付申請のときに、河南町内に居住していること。

(補助の対象)

- ① 住宅の取得費(売買費用)で100万円以上のもの。ただし、土地の購入費を除く。(住宅の取得費(売買費用)が不明な場合は、固定資産税の家屋の評価額を住宅の取得費(売買費用)とする。)
- ② 住宅のリフォーム費(100万円以上の住宅本体工事に限る)。
- ③ 住宅のリフォームは、住宅の本体にかかる工事とし、内装、外装、設備、給排水等の工事を補助の対象とする。

(補助の適用) 平成28年4月以降に契約したものから適用

※本補助金の申請は、親、子どもどちらでも申請可能。

(補助の交付申請期限)

住宅の取得等の契約をした日又は住宅の新築・リフォーム工事の完了した日の属する年度の翌年度末
(令和6年度の申請は、令和7年3月31日までに申請をしたものに限る)